

社会福祉法人北九州市門司民生事業協会

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会定款（以下「定款」という。）第6条第3項の規定に基づき、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会(以下「法人」という。)の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

(構成)

第3条 委員会は、定款第6条第2項の規定に基づき選任された3名の委員をもって構成する。ただし、次に掲げる者は、定款第6条第2項で定める委員会の外部委員となることできない。

- (1) この法人の評議員、役員（理事及び監事）又は職員
- (2) 関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の役員又は職員
- (3) 過去に前2号であった者。ただし、職員であった者は退職後1年未満の職員に限る。
- (4) 前各号に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族及び使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、辞任又は任期満了時においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお委員としての権利義務を有する。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(招集)

第6条 委員会は理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。

(招集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議の開催日の7日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

- 2 前項の規定により選出された議長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会を招集した理事長(第6条第2項の事項により常務理事が招集した場合は、その理事)は、当該委員会の議事に必要な範囲内で説明者を指名し、同席させることができる。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から評議員候補者として推薦された者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で、候補者1名ごとに審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者が欠格事由、兼職禁止、特殊関係者等に該当しないことの確認結果

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

- 2 委員会は、決議を行うにあたって、解任の提案をされた評議員に弁明の機会を保障する。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
ただし、外部委員の1名が出席し、かつ外部委員の1名が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 当該委員会が開催された日時及び場所
- (2) 当該委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 当該委員会に出席した委員の氏名及び理事の氏名
- (4) 当該委員会の議長の氏名

3 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(委員の報酬等)

第13条 委員会の委員のうち、定款第6条第2項に定める外部委員に対しては、法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用し、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

(改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

付 則 (令和3年7月30日理事会議決)

この規程は、令和3年7月30日から施行し、令和3年5月27日から適用する。